

その契約は、本当に大丈夫?

契約する前に確認!

- 軽い気持ちで契約しない!
- 最初にお金を支払う契約は疑う!
- ネットの情報が正しいか疑う!
- お金を借りてまでの契約は疑う!
- 「すぐ契約しないと…」は疑う!
- 親や友だちには内緒にするようにと言われたら、疑う!

一旦立ち止まって考え、周りに相談をしてみましょう。
私たち消費生活相談員も消費生活に関するご相談にのります。
お気軽にご相談ください。

参考：(独)国民生活センター、消費者庁のホームページ

20歳を迎えられた皆さま、おめでとうございます。皆さまはこれからさまざまな場面において、自分の責任でいろいろな契約をしていくこととなります。

全国の消費生活センターに寄せられる相談では、20歳になったばかりの方からの相談件数は多く、被害金額が高額である事もあります。未成年者が親権者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができますが、成人になると未成年者の取消権は使えません。

そのため、社会経験が少ない20歳になったばかりの若者はターゲットになりがちです。特にSNSで知り合った人や友人から勧められた**サイドビジネス商法**、**マルチ商法**での**儲け話**は**要注意**です。

また、通販や美容医療などの相談も多くなっています。

消費生活相談だより

20歳になったら消費者被害にご注意!

おかしいと思われたらご相談ください!

- 相談窓口**
- ①役場経済課 消費生活相談 毎週水曜日 午前10時～午後5時(正午～午後1時の時間を除く)
☎68-2211(内線326)
- ②水曜日以外は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時(日曜日は電話のみ)
☎029-225-6445
- ③土曜日と祝日は、188(イヤヤ!)への電話で国民生活センターの相談窓口へ
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

新年おめでとうございます

～新年のご挨拶～

輝かしい新春を迎えられ、会員の皆さま、および関係各位に謹んでお慶び申し上げます。また、平素から利根町商工会発展のためにご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、各地を襲った豪雨災害などまさに災害多発の年でした。被害に遭われた方々にまずもって心からお見舞い申し上げます。

売り切れ完売!ありがとうございました!

地域経済においても、中心市街地の空洞化や後継者問題、少子高齢化など、取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。このような中で、商工会では地域経済の振興のため、前年同様にプレミアム商品券を昨年12月に2,200万円分発行しましたところ、大変好評で1週間足らずで完売できました。

また、地域の活性化を実現するには、地域住民はもとより、町当局をはじめ地域のさまざまな関係先と情報を共有し、広範な連携を図る必要があります。商工会はその推進役としての機能を発揮しなければならないと思います。

商工会の使命をあらためて明確に...

商工業者の経営・経営・金融・労働などにおける経営指導、ならびに相談などの経営改善普及事業、そして消費者の購買意欲の高揚と商店会の活性化のための事業である「プレミアム商品券販売事業」への支援など、果たすべき役割を確実に実践してまいりたいと思います。

この厳しい時代を迎え、迅速な意志決定とその実行がなされる体制を構築し、会員の皆さまのニーズに応え、会員相互の利益、地域経済の発展を図ることを目的として、役職員一同、気持ちを新たに諸事業に取り組んでまいります。

新年にあたり、皆さま方のご繁栄とご多幸を心からご祈念申し上げ、挨拶といたします。

利根町商工会 会長 新井 邦弘



有料広告を募集!



町では、民間事業活動の活性化や新たな財源確保を目的に、現在町公式ホームページに有料広告を掲載していますが、来年度より広報とねにも有料広告を掲載することになりました。

ぜひ、毎月発行する「広報とね」に広告を掲載して、あなたのお店や会社をPRしてみませんか?

有料広告について

URL <http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page003078.html>



申し込み要項

発行部数：約7,000部

配布方法：全世帯各戸配布および各施設配布

掲載色：2色

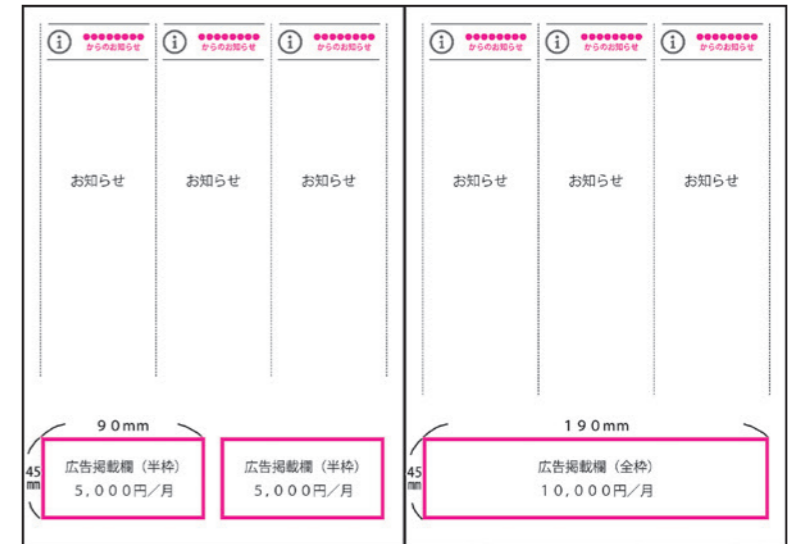
規格および掲載料(1カ月あたり)

	半枠	全枠
規格	45mm×90mm	45mm×190mm
掲載料	5,000円	10,000円

申し込み方法：申込書と広告案を、直接役場総務課までご提出ください。
(遠方の場合は郵送でも可)

申し込み期限：原則広報発行月の4カ月前の月末(例：5月号掲載希望の場合、1月末までに申し込み)

▼広告掲載例



※詳細については、町公式ホームページ(トップページのトップフォト(スライドしている画像をクリック)または、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先・申し込み先 役場総務課 秘書広聴係
☎68-2211(内線507)

国税庁からのお知らせ

確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています。「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき(または封書)です。

確定申告書用紙に代えて

「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方

前年の所得税または消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方(※)

作成場所	作成方法	提出方法
ご自宅など	確定申告書等作成コーナー	書面
税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax・書面
市区町村の申告会場	全て	
青色申告会、商工会などの指導会場		

※「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

外来・入院自己負担金 送金予定日

医療福祉費支給制度の県内医療機関受診分自己負担金について、下記の日程で、ご指定の口座にお振り込みを予定しています。

振込予定日 1月25日(金)
送金対象診療月 8月診療分から10月診療分まで
通帳記帳 「ジコフタン●●ガツ」

<償還対象>

外来自己負担金=妊産婦・小児・ひとり親家庭の方
入院自己負担金=年齢が0歳～18歳の方

※振り込み予定日前に振込口座・名義等を変更された場合は、振り込み不能となります。連絡をしていただくとともに、保険年金課へ口座変更届の提出をお願いします。

※領収書は、振り込みが確認できるまで、捨てずに保管してください。

問い合わせ先 保険年金課 医療福祉係
☎68-2211(内線237・238)